

舞 鶴 総 第 64 号

令和 8 年 6 月 29 日

舞鶴市議会議長

肝 付 隆 治 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について

(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 7 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 8 年 6 月 24 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

1,144 円

2 事件の概要

田井原子力防災センターの土地賃借料の支払について、事務手続の遺漏により履行期限を徒過したことに伴い、遅延損害金が発生した。